

「野村の証券取引約款（ファンドラップ投資一任口座用）法人のお客様用」の
一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2025 年 2 月 22 日より「野村の証券取引約款（ファンドラップ投資一任口座用）法人のお客様用」を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

（下線部変更）

新	旧
第 1 章 基本約款 第19条（有価証券の取扱い） （１）～（３）（省略） （４）お客様の有価証券を保管する場合は、 <u>保護預り証券等は原則として他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管します。口座内外国証券は現地管理機関において、当社の名義で、他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管します。</u> （５）～（７）（省略） 第 4 章 外国証券取引口座約款 第 2 条（外国証券の管理） （１）口座内外国証券は、現地管理機関において、当社の名義で、管理地等の諸法令および慣行ならびに現地管理機関の諸規則等に従って管理されます。 （２）～（４）（省略） 第 7 条（直接管理証券に関する権利の処理） （１）～（３）（省略） <u>（４）直接管理証券の配当等において金銭と金銭以外の数種の給付について選択権が付与されている場合、当社は、お客様の指示があるときには当該指示に基づく種類の給付を受け、お客様の指示がないときには金銭の給付を受け、お客様に交付します。</u> <u>（５）前項のとおり給付を受けることが困難であると当社が認める場合は、現地管理機関の取扱いに従い給付を受け、お客様に交付します。</u> <u>（６）～（８）（省略）</u> <u>（９）（２）から（７）に定める金銭および代金は、円貨でお客様へのお支払を行います（ただし、（４）および（５）で交付する金銭が（１）に規定する金銭の支払に基づく場合を除きます）。</u> <u>（10）（１）から（７）に定める金銭、代金および証券は、源泉徴収税の徴収の要否その他のお支払に係る取扱いが確定した後、相当の期間内にお客様へのお支払または本口座への記帳を行います。</u> <u>（11）（省略）</u>	第 1 章 基本約款 第19条（有価証券の取扱い） （１）～（３）（省略） （４）お客様の有価証券を保管する場合は、原則として他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管します。 （５）～（７）（省略） 第 4 章 外国証券取引口座約款 第 2 条（外国証券の管理） （１）口座内外国証券は、現地管理機関において、 <u>原則として当社の名義で、</u> 管理地等の諸法令および慣行ならびに現地管理機関の諸規則等に <u>則って</u> 管理されます。 （２）～（４）（省略） 第 7 条（直接管理証券に関する権利の処理） （１）～（３）（省略） （新設） （新設） <u>（４）～（６）（省略）</u> <u>（７）（２）から（５）に定める金銭および代金は、円貨でお客様へのお支払を行います。</u> <u>（８）（１）から（５）に定める金銭、代金および証券は、源泉徴収税の徴収の要否その他のお支払に係る取扱いが確定した後、相当の期間内にお客様へのお支払または本口座への記帳を行います。</u> <u>（９）（省略）</u>

新	旧
第10条（第三者への情報提供に関する同意） お客様は、次に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客様の情報（所在地、名称、連絡先、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に依じて必要なものに限り）が提供されることがあることに同意するものとします。なお、本条における「<u>名義書換機関</u>」とは、当該外国証券の名義の管理等を行う機関を指すものとします。 ① 外国証券に係る配当、利払その他の資産の交付に対し課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その証券を管理する機関、<u>名義書換機関</u>またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ② 外国預託証券によってその権利を表示される証券（以下、「<u>原証券</u>」といいます）に係る配当、利払その他の資産の交付に対し課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その原証券を管理する機関、その外国預託証券の発行者もしくはこれを管理する機関、<u>名義書換機関</u>またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ③ 外国証券または原証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内外の法令または金融商品取引所等の規則（以下、「<u>法令等</u>」といいます）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券もしくは当該原証券の発行者、これらの証券を管理する機関または<u>名義書換機関</u> ④ 外国証券の売買を執行する日本国以外の国等または管理地の金融商品市場の監督当局（その監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じです）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件またはその金融商品市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券を管理する機関、<u>名義書換機関</u>または当該売買に係る外国証券業者 ⑤ （省略） ⑥ 外国証券の売買によらない振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合 その証券を管理する機関、<u>名義書換機関</u>またはその証券の振替先金融機関 2025 年 2 月	第 10 条（第三者への情報提供に関する同意） お客様は、次に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客様の情報（所在地、名称、連絡先、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に依じて必要なものに限り）が提供されることがあることに同意するものとします。 ① 外国証券に係る配当、利払その他の資産の交付に対し課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その証券を管理する機関またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ② 外国預託証券によってその権利を表示される証券（以下、「<u>原証券</u>」といいます）に係る配当、利払その他の資産の交付に対し課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 税務当局、その原証券を管理する機関、その外国預託証券の発行者もしくはこれを管理する機関、またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者 ③ 外国証券または原証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内外の法令または金融商品取引所等の規則（以下、「<u>法令等</u>」といいます）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券もしくは当該原証券の発行者<u>または</u>これらの証券を管理する機関 ④ 外国証券の売買を執行する日本国以外の国等または管理地の金融商品市場の監督当局（その監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じです）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件またはその金融商品市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券を管理する機関または当該売買に係る外国証券業者 ⑤ （省略） ⑥ 外国証券の売買によらない振替または本口座からの残高の抹消その他の手続きを行う場合 その証券を管理する機関 2023 年 4 月

以上